入　札　公　告

下記Ⅰのとおり契約を締結するため、Ⅲのとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を実施するので、参加を希望する者は、Ⅱに従って申請されたい。

なお、この競争入札は、北海道財務規則（昭和 45 年４月１日規則第 30 号）第６章第１節に規定する一般競争入札に準拠して行うものであり、この公告に定めるもののほか、同規則の規定するところによる。

令和８年１１月４日
公益財団法人アイヌ民族文化財団
理事長　常本照樹

Ⅰ．契約の概要

１．契約の名称

令和８年度　多目的ホール改修工事

２．契約の目的・履行場所

仕様書による。

３．契約期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

４．契約書の作成の要否

要

５．契約に関する事務を担当する組織及びその所在地

〒060-0001　札幌市中央区北１条西７丁目 プレスト１・７
公益財団法人アイヌ民族文化財団 民族共生象徴空間運営本部 調整室
メールアドレス：ainu@ff-ainu.or.jp

Ⅱ．入札参加資格

１．入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

① 地方自治法施行令第 167 条の４第１項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

② 地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により北海道の実施する競争入札への参加を排除されている者でないこと。

③ 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

④ 国土交通省本省及び文化庁のいずれからも指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑤ 当財団と締結した契約等に関して不正又は不誠実な行為があったとして当財団が取引停止を通知した期間中でないこと。

⑥ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑦ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

⑧ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
イ　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

⑨　建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業者又は同法第３条第１項第１号に規定する一般建設業の許可を有すること。

⑩　北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行細則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

⑪　過去において、本業務と同種同規模の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

２．入札参加資格申請

(1) この入札に参加しようとする者は①から⑦までに定めるところにより、１．に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請のため入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を当公告で指定された提出場所に持参又は郵送で提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

①　提出書類

ア　入札参加資格審査申請書（様式 1）
イ　会社概要（様式２）
ウ　誓約書（様式３）
エ　類似業務等実績調書（様式４）
※契約書及び仕様書等、契約の内容を示す書類を添付すること。
オ　建設業許可通知書、建設業許可申請書及び営業所一覧表

②　申請書等を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じない場合には、入札参加資格がないものとみなす。

③　申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

④　提出された申請書等は返却しない。

⑤　申請の時期

資格審査の申請は、令和８年１１月４日から令和８年１１月１８日までの毎日 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。ただし、土・日・祝日を除く。

⑥　申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

⑦　申請書類の提出先

〒060-0001　札幌市中央区北１条西７丁目　プレスト１・７
公益財団法人アイヌ民族文化財団 民族共生象徴空間運営本部　調整室

(2) 入札参加資格審査の結果

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(3) 業務内容に関する質問等

①　当該業務に関し質問がある場合には、令和８年１１月１１日 17 時 00 分までに契約担当部局に書面（様式５）により持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

②　①の質問に対する回答は、質問者宛てに通知するとともに、その回答は公益財団法人アイヌ民族文化財団ホームページにて公開する。

Ⅲ．入札の執行

１．入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所
〒059-0902 北海道白老郡白老町若草町２丁目３番２号
公益財団法人アイヌ民族文化財団　白老事務所
(2) 入札日時
令和８年１２月２日(水)　１４時００分
(3) 開札場所
(1)に同じ
(4) 開札日時
(2)に同じ

２．入札の辞退等

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。
(2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出ること。
① 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。
② 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。
(3) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、当該入札を棄権したものとみなす。

３．入札

(1) 入札の様式は入札書（様式６）による。
(2) 入札書は持参によるものとする。郵送による提出は認めない。
(3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「契約の目的の名称」を記載すること。
(4) 代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（様式７）を提出すること。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。
(5) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
(6) 入札参加者は、競争入札を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできない。

４．開札

開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。

５．再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）による再度入札を行うものとする。

６．落札者の決定方法

(1) 当財団において、北海道財務規則第 151 条第１項の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札書記載の入札額が最低である者（有効な入札に限る。）を落札者とする。
(2) 落札者となるべき価格で入札した者が２者以上いる場合には、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札を辞退したものとみなす。
(3) 落札者の決定のときまでに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。

７．落札者と契約の締結を行わない場合

契約締結までにⅡ１の入札参加資格を失った場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

８．入札金額等に係る消費税及び地方消費税の取扱い

入札書に記載する金額は、入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」と

いう。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

９．入札の無効

開札の時において、Ⅱ１に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第 154 条各号に掲げる入札、競争入札心得第６条に規定する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10. 入札の取りやめ・延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。なお、初度の入札において、入札者が１者の場合であっても、入札を執行する。